第二十八号様式の八(ビラ作成証明書の様式)(第十七条の七関係)

ビ　ラ　作　成　証　明　書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作　成　枚　数	枚
作　成　金　額	円
備　考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2　ビラ作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、ビラ作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

イ　衆議院小選挙区選出議員の選挙　　70,000枚

ロ　参議院選挙区選出議員の選挙　　100,000枚＋15,000枚×(当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1)ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

ハ　参議院比例代表選出議員の選挙　　250,000枚

(2)　限度額

イ　確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　　7円73銭(単価)×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{386{,}500\text{円}+5\text{円}18\text{銭}\times(\text{当該作成枚数}-50{,}000)}{\text{当該作成枚数}}$$ ＝単価……1銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額